

同時発表：中部地方整備局

いのちとくらしをまもる  
防災減災令和7年1月20日  
水管理・国土保全局治水課  
大臣官房参事官（上下水道技術）

きくかわ くろさわがわ  
**菊川水系黒沢川流域において「特定都市河川」  
の指定に向けた手続きに着手**

～法改正後、**直轄管理河川では静岡県内初**～

国土交通省では、静岡県の菊川水系黒沢川流域において、特定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手しましたのでお知らせします。

- 国土交通省では、令和3年11月に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法に基づき、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大し、法的枠組みや新たな予算制度・税制を最大限活用した「流域治水」の取組を加速化することとしています。
- この度、一級河川菊川水系黒沢川等において、「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手しました。
- 今後、同法第3条第8項の規定に基づき、関係機関（黒沢川流域に係る静岡県、菊川市の長）への意見聴取を行います。

(添付資料)

別紙	「流域治水」の本格的な実践に向けた「菊川水系黒沢川」の特定都市河川への指定
参考	法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

## 【問合せ先】

## ○河川に関すること

水管理・国土保全局 治水課

課長補佐 富本 和也（内線 35-582）、係長 野中 航太（内線 35-684）

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8455

## ○下水道に関すること

水管理・国土保全局 大臣官房参事官（上下水道技術）

課長補佐 外園 明成（内線 34-324）、係長 長谷川 智明（内線 34-314）

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8432